

伏見少年野球連盟規則

平成26年度

1. 当連盟は京都軟式野球連盟(以下軟野連)伏見支部の学童部として活動し、軟野連規則、大会規則、競技規定等ならびに基本見解を遵守する。
2. 当連盟に所属する団(チーム)のみ軟野連が主催(関係)する大会(全京都学童軟式野球大会、ろうきん杯みどりが丘野球大会等)の出場資格を得ることができる。
3. チーム編成
 - ① 当連盟所属団のチーム編成は軟野連が認める「原則 同一行政区内隣接4学区内」のみとする。
 - 1 団は同一行政区内隣接4学区内で募集(入団)し、その隣接4学区内でチーム編成(登録)すること(A~Jチームは同一の隣接4学区内でないといけない)
 - 2 団は同一行政区内隣接4学区以上で募集(入団)し、チーム編成(登録)をする上で隣接4学区内にしてはいけない。(はみ出る学区ができ学童野球上で倫理の問題が生じる)
 - ② 但し、団員数の減少等でチーム編成上支障がある場合(1~4)は、申請をして伏見少年野球連盟執行部の承認を得て認めることとする。
 - 1 団全体の団員数が11名までの場合
同一行政区内であれば4学区以上になっても募集(入団)、編成(登録)は認める。
但し、団全体の団員数が11名に到達した時点でそれ以上多学区にわたる募集(入団)は認めない。
元の隣接4学区内で募集(入団)すること
 - 2 団の統合、合併により隣接4学校以上になる場合
但し、その年度のみで次年度以降は隣接4学区になるように努めること
 - 3 団員数が11名までの場合で、家庭事情(引っ越し等)で学区が変わり隣接4学区以上になる場合
但し、その年度のみで次年度以降は隣接4学区になるように努めること
 - 4 その他特別な事由で隣接4学区以上になる場合
 - ◆ 申請は事実正確な内容を記入すること(虚偽内容がある場合は承認しない)
 - ◆ 事後申請や未申請は承認しない(事前申請が必要)
 - ◆ なお事由により承認しない場合や不正勧誘の疑いがある場合は承認しない。
 - ③ チーム編成上に問題(違反)がある所属団は、当連盟主催大会や他行政区派遣大会等の連盟に関係する大会に参加を認めない。なお、軟野連主催(関係)大会等については軟野連と協議の上判断する。
 - ④ 同一学年で9名以上のチーム編成の出来ない場合は、二重登録を認めるが登録は13名以内とし、三重登録は認めない(大会規則)
4. 選手の移籍
 - ① 原則、同一行政区内チームへの移籍は認めない。
 - ② 退団後6ヶ月の間に同一行政区内の新しいチームに入団(体験含)する場合は移籍と見なす。
 - ③ 安易なわがまま移籍や不正勧誘による移籍を防止するために在籍チームを退団後6ヶ月間は、同一行政区内の他のチームに入団(体験含)できないこととする。
 - ④ 但し、様々な事由で移籍を認める場合(1~3)については、申請をして伏見少年野球連盟執行部の承認を得て認めることとする。なお申請をする上での条件(a~c)がある。
 - 1 在籍チームの解散、休部した場合
 - 2 家庭事情(引っ越し等)で在籍チームでの活動が困難になった場合
 - 3 その他特別な事由がある場合

(申請する上での条件 a～c)

- a 在籍チーム、移籍チームの双方の代表者が承認すること
- b 移籍チームはその当該選手や保護者を通じ在籍チームの他の選手を勧誘しないことを誓約すること
誓約しない場合は認めない。また違反した場合は引き抜き行為とみなし処分対象とする。
- c 移籍することにより移籍チームが隣接4学区以上にならないこと(編成上の規則に違反しないこと)

- ◆ 申請は事実正確な内容を記入すること(虚偽内容がある場合は承認しない)
- ◆ 問題の無い移籍と承認した場合のみ「6ヶ月間」のペナルティーは科さない。
- ◆ 一部条件付きで承認する場合や事由によっては承認しない場合がある。
- ◆ 事後申請や未申請の場合、不正勧誘の疑いがある場合は承認しない。

⑤ 処分対象(処分内容については連盟執行部で協議決定する)

- ※ 「申請する上での条件b」の誓約に違反したチームは処分対象とする。
- ※ ペナルティー期間中に入団(体験含)をさせたチームは処分対象とする
- ※ 不承認の場合に入団させたチームは処分対象とする。

5. 禁止行為

① **不正勧誘(募集)** * 倫理に反する行為

1 **引き抜き勧誘(募集)**

他チームに在籍している選手に対しては、どんな理由であろうと勧誘をしてはいけない。

2 **あおり勧誘(募集)**

他チームに対して批判、誹謗中傷、デマ等で不安をあおり自チームに有利な勧誘をしてはいけない。

- ※ 紛らわしい行為、疑わしい行為も含む
- ※ チーム関係者(代表者、指導者、選手、保護者、卒退団関係者等)全員を対象とする
- ※ 不正勧誘(募集)を行ったチームは連盟の処分対象とする
- ※ なお当該チームがその事実を認めなくても第三者的に立証できた場合は同様の処分対象とする

② 処分内容については連盟執行部で協議決定する。

6. 大会(試合)については伏見少年野球連盟大会規則を遵守すること

7. 所属チームに著しい連盟規則違反、倫理に反する行為等があった場合は、当該チームならびに当該者を処分することとする。

8. この規則は平成25年1月1日施行とする。

〈 以下余白 〉